

特別養護老人ホーム梅の里重要事項説明書

[令和6年8月1日現在]

〒320-0044 宇都宮市南一の沢町2番23号

社会福祉法人「梅林会」

特別養護老人ホーム『梅の里』

1 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設への入所生活介護 定員 58名

(2) 施設・設備の概要

居室	多床室	個室	14室	談話室	2室
		2人部屋	13室	静養室	1室(2床)
		3人部屋	2室	医務室	1室
		4人部屋	3室	機能訓練室	1室
計		32室	食堂	1室	
浴室		2室 (一般浴槽と特殊浴槽があります)			

(3) 職員の配置状況

職種	職員	備考
施設長(管理者)	1人	施設の統括管理に関すること
介護職員	23人	
生活相談員	2人	
看護職員	6人	
機能訓練指導員	(兼務)1人	
介護支援専門員	1人	
医師(嘱託)	1人	入所者に対し健康管理及び療養上の指示を行う
栄養士	1人	
調理職員	6人	
その他の職員	5人	事務、夜勤、用務員

(4) 介護職員の勤務体制

介護職員の勤務体制は、変則三交代制をとり、24時間ご利用者の処遇に当たっております。

2 サービスの内容

ア 施設サービス計画の立案

イ 食事 ご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ウ 入浴 週2回以上、寝たきりの方も機械浴槽を利用して入浴することができます。

エ 排泄 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力に応じた援助を行います。

オ 機能訓練 ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止するため、レクリエーションや行事を通じて行います。

カ 生活相談

キ 健康管理 嘱託医師により週1回診察を行っています。歯科医師による口腔衛生管理も行います。

ク 特別食の提供

ケ 理美容サービス

コ 行政手続代行

サ 預かり金の管理及び日用品の支払代行

シ 所持品保管

ス レクリエーションなど

3 協力医療機関

当施設の協力医療機関は次のとおりです。

- ① 医療法人 仁明会 櫻井内科診療所 電話 028-622-0535
- ② 医療法人 中山会 宇都宮記念病院 電話 028-622-1991
- ③ 佐伯歯科医院 佐伯 秀利 電話 028-633-3587

4 利用料金

(1) 基本料金

ご契約者の要介護度に応じて利用料金が次のとおり定められております。(1日当たり)

① 基本サービス費 (介護保険適用)

1単位: 10.27円

ご利用者の要介護区分		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
サービスに係る 自己負担額	個室利用者(I)	589	659	732	802	871
	多床室利用者(II)	589	659	732	802	871
夜勤職員配置加算(I)ロ		13				
サービス提供体制強化加算(III)		6				
褥瘡マネジメント加算		3か月に1回を限度として1ヶ月につき10				
若年性認知症受入加算		120				
認知症緊急対応加算		7日を限度として、1日につき200				
看取り介護加算1		144				
看取り介護加算2		680				
看取り介護加算3		1,280				
初期加算		入所後30日に限り、1日につき30単位				
入院・外泊時加算		1月に6日を限度として自己負担金1日あたり246単位増となります。				
介護職員等特定処遇改善加算(II)		介護保険適用の全ての利用単位に0.136を乗じた単位(四捨五入)				

* 「介護保険負担割合証」による自己負担割合に応じた額となります。

② 居室科及び食費 (自己負担)

単位: 円

ご利用者負担階層区分		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居室料	個室利用者	380	480	880	880	1,231
	多床室利用者	0	430	430	430	915
食費		300	390	650	1,360	1,445

* 上記の負担区分は、保険者から交付された「介護保険負担限度額認定証」により区分いたします。

なお、ご利用者の心身の状況によって、医師の指示により一時的に多床室から個室に入居させることがあります。この場合は個室の居室料をご負担いただく必要はありませんが、他に下記の費用がかかります。

(2) その他の料金

次の料金のほか、日常生活において必要となる経費については、ご利用者の負担となります。

- ① 理美容費 1回 2,000円
- ② 行政事務手続代行費 (実費)
- ③ その他クレーションの費用(材料費実費)、買い物の費用などは自己負担となります。
- ④ 利用者様の都合で利用を中止された場合はキャンセル料金として1,500円いただきます。

3) 支払い方法

毎月10日に前月分の請求書を作成し郵送いたします。請求月の26日に引き落としになります。領収書は翌月請求書を郵送する時同封いたします。お支払い方法は、基本引き落とし（引き落とし利用料月額210円）のご協力をお願いいたします。現金や、振込をご希望の場合、ご利用者の日用品等はお持ちいただきます。※介護保険適用の利用金額は、合計金額において端数が生じることがあります。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) 退所手続き

① ご利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

② 自動終了

次の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

ア 他の介護保険施設に入所したとき

イ ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立または要支援）と認定されたとき

ウ ご利用者がお亡くなりになったとき

③ その他

ア ご利用者が利用料金の支払を3か月以上遅延し、支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わないとき、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったときは、退所していただく場合があります。

イ ご利用者が病院または診療所へ入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがないとき、または、入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかになったときは、予めお知らせしたうえで契約を終了させていただく場合がございます。

なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。ただし、当施設での生活が可能であるかを調査し、可能で施設に空きがある場合は、優先的な取り扱いをいたします。

ウ やむを得ない事情で、当施設を閉鎖または規模を縮小するとき、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

エ 利用者やその関係者が施設の関係者に対し、利用を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。

6 ハラスメントについて

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為
- 上記3点は当該法人職員、ご利用者及びその家族が対象となります。

7 施設サービスの特徴等

(1) サービスの基本

ア ご利用者一人ひとりの心身の状況に配慮した処遇計画のもとに、できる限り自宅への復帰を目指して、あらゆる日常生活のサービスを行い、ご利用者の能力に応じ、自立した日常生活が送れるようにします。

イ ご用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った処遇を行います。

(2) 従業者の資質向上のため次の研修機会を設けております。

ア・採用時研修 採用後6か月間 イ・継続研修 年2回以上

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ア 面 会・・・・・・・・・・面会時間は午前8時から午後9時までとなっております。
面会票に記入のうえ、ご自由に面会してください。
※感染症他諸般の事情に応じてその都度変更となることがあります。
- イ 外出、外泊・・・・・・・・・・所定の書類を提出していただきます。
※感染症他諸般の事情により中止となることがあります。
- ウ 喫 煙・・・・・・・・・・所定の場所にてお願いします。
- エ 設備・器具の利用・・・・・・・・職員に口頭で届けて自由にお使いください。
- オ 金銭、貴重品の管理
基本的にはご家族の方に管理をお願いします。やむを得ない場合、通帳と印鑑をお預かりし、必要
なときに必要な金額の入出金の代行をいたします。なお、この場合は、入出金の代行委任状の作成が
必要となります。
また、貴重品も基本的にはご家族の方に管理をお願いします。やむを得ない場合は、預り証を発行
の上、金庫に保管いたします。
- カ 所持品の持ち込み・・・・・・・・(オ)以外は、基本的に自由です。
- キ 施設外での受診・・・・・・・・本人かかりつけの医師または施設の嘱託医に受診します。
- ク 宗教活動・・・・・・・・個人の信仰は自由ですが、布教活動はお断りします。
- ケ ペットの飼育はお断りします。

8 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡各先	第 一 連 絡 者	第 二 連 絡 者
氏 名		
住 所		
電 話 番 号		
携 帯 電 話		
続 柄		

9 非常災害対策

- 非常時の対応・・・・・・・・施設独自の消防隊で初期活動
- 防災設備・・・・・・・・スプリンクラー、消火用散水栓、消火器
- 防災訓練・・・・・・・・年 2 回
- 防火管理者・・・・・・・・齋藤 亜希

10 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為、理事長の推薦を受けた職員で委員会を作り、計画書の作成及び見直し、実践に基づいた研修（年2回）を開催します。

11 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び介護保険法等の趣旨のもと、施設が定める「個人情報保護に対する基本方針」に則り、ご利用者の個人情報は、適正かつ適切な取り扱いに努めることとします。

1.2 高齢者虐待防止措置及び身体拘束の適正化推進について

利用者の人権の擁護及び虐待の防止の為、指針を整備し責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

- ① ご利用者が成年後見人制度を利用できるように支援を行います
- ② 当該事業所従業者または養護者（家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市に通報します。
- ③ 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。

特別養護老人ホーム 梅の里 施設長 齋藤 隆

1.3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価実施無

1.4 サービス内容に関する苦情、相談

- (1) 当施設の苦情・相談窓口

担 当 齋藤 隆一

電 話 610-7071（午前9時から午後5時まで）

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市高齢福祉課	宇都宮市旭1-1-5	TEL028-632-2332
栃木県国民健康保険団体連合会	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階	TEL028-643-2220
栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3F	TEL028-622-0524
栃木県経営者協会 「とちぎ福祉ネット」	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館4F	TEL028-611-3226
第三者委員 半田 昇	鹿沼市白桑田254-7	TEL0289-76-2959

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所に当たり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住 所 宇都宮市南一の沢町2番23号
特別養護老人ホーム 梅の里
施 設 長 齋 藤 隆 ⑩
説明者職氏名 生活相談員 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設について重要事項の説明を受けサービス開始に同意いたしました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____
続 柄 _____